

# 住居確保給付金 しおり

離職により住居を失った または そのおそれのある方であって、  
収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給

うるま市 就職・生活支援

パーソナル・サポート・センター

TEL. 098-989-3972

## 住居確保給付金とは

離職または自営業の廃業(以下「離職等」といいます。)により経済的に困窮し、住居を喪失した方(以下「住居喪失者」といいます。)または喪失するおそれのある方(以下「住居喪失のおそれのある者」といいます。)に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

### 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し住居喪失者または住居喪失のおそれのある方
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること
- ③ 離職日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額(※)に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が基準額(※)×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること
- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付または地方自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと

#### (※) 「基準額」等の例

世帯人数	基準額	+ 家賃(上限)注	= 合算額(上限)	金融資産上限額
1人	78,000円	32,000円	110,000円以下	468,000円
2人	115,000円	38,000円	153,000円以下	690,000円
3人	140,000円	41,000円	181,000円以下	840,000円
4人	175,000円		216,000円以下	1,000,000円
5人	209,000円		250,000円以下	1,000,000円
6人	242,000円	45,000円	287,000円以下	1,000,000円
7人	275,000円	49,000円	324,000円以下	1,000,000円

注 居住住宅の家賃がこれ以下の場合には実際の家賃額が上限です。

## 住居確保給付金の支給額

月ごとに家賃額を支給します。

支給額（うるま市の場合）：下記を上限として、収入に応じて調整された額

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額	32,000円	38,000円	41,000円	45,000円	49,000円

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とします。

支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

## 支給期間

支給期間：3か月を限度とします。

一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月ごとに9か月の範囲内で支給期間を延長することができます。

支給開始月：新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給します。

現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月以降に支払う家賃相当分から支給します。

## 支給方法

原則として、うるま市から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むものとします。ただし、受給者を經ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限りません。

**(注) 申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。**

## 住居確保給付金を申請するために必要なもの

### ① 申請書及び住居確保給付金申請時確認書

### ② 本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍 謄本等の写し

### ③ 離職関係書類

2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し

### ④ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

### ⑤ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

### ⑥ 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード) の写し

### ⑦ 入居住宅（予定）に関する状況通知書

\* 申請者が住居喪失者の場合

(入居する賃貸住宅は支給上限額以下の家賃額に限ります)

- 1 申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保します。
  - 2 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、申請者に交付します。
- ・ 総合支援資金のうち住宅入居費の借入申し込みを行っている者は、申請書の写しも提示する必要があり、その場合、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。

\* 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

(支給上限額を超える家賃額であっても対象となりますが、支給額は上限があり、自己負担が発生します)

- 1 申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書の交付を受けます。
- 2 入居住宅に関する状況通知書には、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付してください。

## 住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は就職に向けた次の①～③の就職活動を行っていただきます。

- ① 月4回以上、うるま市就職・生活支援パーソナル・サポート・センター(以下「パーソナルサポートセンター」といいます。)の面接等の支援を受ける。
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受ける。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うまたは求人先への面接を受ける。

## 受給中に常用就職した場合には届出が必要です

### ① 常用就職(☆)の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は「常用就職届」をパーソナルサポートセンターに提出してください。

### ② 就労収入の報告

上記①による報告を行った受給者は、報告を行った月以降、うるま市に対し収入額を確認することができる書類を、毎月パーソナルサポートセンターに提出してください。

(☆) 「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいいます。

## 一定の条件を満たせば延長ができます

住居確保給付金の支給期間は3か月としていますが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長及び再延長をすることができます。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に就職活動要件を満たし、かつ、延長等の申請時において初回申請時要件(②を除く)を満たしている場合とします。ただし、その支給額は延長等申請時の収入に基づいて算出される金額とします。

- ・ 支給期間を延長または再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日までに(中止される場合を除く。)「住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)」を提出します。

## 支給額の変更ができる場合があります

- ① 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
  - ② 家賃の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回った場合
  - ③ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合
- ・ 受給額の変更をしようとする受給者は、「住居確保給付金変更支給申請書」をパーソナルサポートセンターに提出します。

## 住居確保給付金の停止及び再開ができる場合があります

- ① 受給者が住居確保給付金を受給中に、国の雇用施策による給付(★)を受給することとなった場合には、支給を停止します。
  - ② 国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、支給を再開します(ただし、通算支給期間は原則3か月であり、最長でも9か月)。
- ・ 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、パーソナルサポートセンターに「住居確保給付金支給停止届」を提出してください。
  - ・ 住居確保給付金の支給再開を希望する受給者は、訓練修了時まで「住居確保給付金支給再開届」をパーソナルサポートセンターに提出します。
- (★) 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金をいいます。

## 住居確保給付金の中止をする場合があります

下記のいずれかの要件に該当した場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- ① 受給者が、誠実かつ熱心に就職活動等を行わない場合または就労支援に関する指示に従わない場合(支給決定後、就職活動要件を満たさない者については、原則として当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。)
- ② 受給者が常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む)し、就労に伴い得られた収入が収入基準額(基準額到家賃額を加算した額)を超えた場合、収入基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止する。また、受給者が常用就職をしたこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止できる。
- ③ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合またはパーソナルサポートセンター等の指導により同一のうるま市内での転居が適当である場合を除く)については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- ④ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者については、**直ちに**支給を中止する。
- ⑤ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、**直ちに**支給を中止する。
- ⑥ 支給決定後、受給者または受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、**直ちに**支給を中止する。
- ⑦ 受給者が生活保護費を受給した場合は、うるま市生活福祉課と調整の上、支給を中止する。
- ⑧ 上記のほか、住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。